



令和4年 (2022年)

11月号 第**574**号

ホームページ http://www.matsumotohojinkai.or.jp/ メールアドレス hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp



# 一主な記事ー

税制改正に関する提言 2~	4頁
税務ポイント	5頁
法律レポート	6頁
ふるさとの食シリーズ 他	7頁
皆さんこんにちは・野村収美さん	8頁
頑張ってます・藍はづきさん	8頁
青年部・女性部コーナー	9頁
会員福利厚生制度 PR ·····	10頁
11月の予定、税制勉強会ご案内 等	11頁
インフォメーションコーナー、	
地区トピックス、川柳コーナー、あとがき …	12頁
令和4年分わかりやすい	
年末調整実務のポイント	付録

# ふるさとの食シリーズ "信州のはちみつ"

地域の食文化や特産品をご紹介するこのコーナー。何か面白いものは無いかと調べてみたところ、長野県がはちみつの都道府県別生産量で全国2位であるということを初めて知りました(令和3年10月公表農林水産省統計資料より)。自然豊かな長野県らしい特産品と言えるのではないでしょうか。

ただ、国内消費量が年間約5万2千トンであるのに対して、国内生産量は約3千トンとのことで自給率は6%弱(令和2年度実績)。貴重な国産はちみつを地元で味わってみませんか。

(関連記事7頁掲載 上兼健司編集委員)

 みんなで回覧しましょう。

 社
 経理担当



差出人・返送先 一般社団法人**松本法人会** 〒 390-0814 長野県松本市本庄 1-3-10 大同生命松本ビル 5 階

# 税制改正に関する提言

この程、全法連より「令和5年度税制改正に関する提言」が公表されました。本年度の提言は、未曽有のコロナ禍でさらに悪化した財政を立て直すとともに、地域の産業と雇用を支える中小企業の経営を支えるべく、「税・財政改革のあり方」、「経済活性化と中小企業対策」、「地方のあり方」などについての内容が中心となっております。

本稿では提言の中の≪基本的な課題≫の抜粋を掲載いたしますが、全文につきましては全法連HPにてご確認下さい。(全法連HP http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/)

# 令和5年度税制改正に関する提言(抜粋)

我が国経済は"ポストコロナ"に向けた欧米の急激な社会経済活動再開とロシアのウクライナ侵攻によるエネルギーの 需給逼迫などを背景とした物価上昇に飲み込まれた。その影響により輸出を中心に企業業績を支えた円安が輸入原材料価 格の上昇を助長する構図に暗転するなど、先行き不確実性が急速に増している。

岸田文雄政権は「成長と分配の好循環」を目指した"新しい資本主義"という看板を掲げ、この難局を乗り越えようとしているが、その実現には説得力不足との指摘もある。こうした中で本格化してきたのは「経済安全保障」である。ロシアへの経済制裁だけでなく、覇権主義的な動きを強める中国を念頭に置き、先端技術の流出防止や戦略物資の供給網強靭化策が具体化してきた。岸田政権は5年以内の防衛力抜本強化も打ち出しており、これには防衛費の大幅な増額が必要とみられ、財政への影響は必至であろう。眼前にはコロナ対策で積みあがった莫大な国債という名の借金がある。欧米はすでにその返済計画を着々と進めているが、我が国はこの問題を封印してきた。せめて借金は現世代で返済するよう、東日本大震災の復興計画などを参考に具体的な返済計画を早急に策定すべきである。

コロナ禍は最悪期を脱し、我が国も"ウィズコロナ"と呼ばれる共生の段階に入ったとされる。しかし、業種によってはその後遺症で破綻に追い込まれる企業も多い。特に地域経済と雇用を担っている中小企業は経営基盤が弱い。我が国経済の土台が揺らがないよう税財政や金融面から実効性ある対策が求められる。

# ≪基本的な課題≫

# I. 税・財政改革のあり方

### 1. 財政健全化に向けて

- (1) コロナ禍は最悪期を脱し社会経済活動は平時に戻りつつあるが、その影響がなくなったわけではない。このため、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
- (2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収 東後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入 れるよう準備を進めることが重要である。歳入 では安易に税の自然増収を前提とすることな く、また歳出については聖域を設けずに分野別 の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、 着実に改革を実行するよう求める。
- (3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに日銀は政府による過剰な依存が主因とはいえ、国債保有が異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。いずれ金融政策は正常化させねばならず、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

# 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増抑制や都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬(本体)の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリックの普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成する必要がある。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高める ために真に介護が必要な者とそうでない者とに メリハリをつけ、公平性の視点から給付及び負 担のあり方を見直すべきである。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方など を見直すとともに、不正受給の防止などさらな る厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業へ

の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。 また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会 保障の問題は就労調整が行われる一つの要因と なっており、人手不足で悩む中小企業にとって 深刻な問題である。女性の就労を支援するため にも、税と社会保障の問題を一括して議論すべ きである。

### 3. 行政改革の徹底

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の 人員削減と、能力を重視した賃金体系による人 件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

# 4. マイナンバー制度について

政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要があり、それにはマイナンバーカードの利便性をいかに高め身近な制度にするかが重要である。その最も有効な手段はマイナンバーカードの健康保険証利用といわれる。「骨太の方針2022」では、令和6年度中を目途に保険証利用について選択制を導入し、さらには保険証の原則廃止を目指すこととしている。

制度の運用に当たっては、個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など、制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。今後の最重要課題は社会保障と税、災害対策となっている現在の利用範囲をどこまで広げるかである。

### 5. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③デジタル化や働き方の多様化④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化⑤国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

# Ⅱ.経済活性化と中小企業対策

- 1. 中小企業の活性化に資する税制措置
  - (1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する 措置

中小企業の技術革新など経済活性化に資する 措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本 則化すべきである。

- ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。 なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年 3月末日となっている適用期限を延長する。
- ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の 特例措置については、損金算入額の上限(合 計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。
- (3) 中小企業等の設備投資支援措置 中小企業経営強化税制や、中小企業が取得す る償却資産に係る固定資産税の特例等を適用す るに当たっては、手続きを簡素化するとともに、 事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定に ついて弾力的に対処する。

## 2. 事業承継税制の拡充

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較 すると限定的な措置にとどまっており、欧州並 みの本格的な事業承継税制が必要である。

- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実 平成30年度税制改正では、中小企業の代替わ りを促進するため、10年間の特例措置として同 制度の拡充が行われたことは評価できるが、事 業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置 を求める。
  - ① 猶予制度ではなく免除制度に改める。
  - ② 新型コロナの影響などを考慮すると、より 一層、平成29年以前の制度適用者に対しても 要件を緩和するなど配慮すべきである。
  - ③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。
- (3) 取引相場のない株式の評価の見直し 取引相場のない株式は換金性に乏しいことを 考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

# 3. 消費税への対応

(1) 令和5年10月から導入される「インボイス制度」により、事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により休廃業に追い込まれることのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保

存方式」の維持、または免税事業者からの仕入 税額相当額の8割を控除できる経過措置を当分 の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。

- (2) インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (3) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある
- (4) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

## Ⅲ.地方のあり方

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による 本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技 術の活用、地元大学との連携などによる技術集 積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を 大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業 承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要 と認識すべきである。
- (2) 広域行政による効率化や危機対応について早 急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自 治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さ らなる市町村合併を推進し、合併メリットを追 求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の 行財政改革には、「事業仕分け」のような民間 のチェック機能を活かした手法が有効であり、 各自治体においても広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数(全国平均ベース)が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求め

る。行政委員会委員の報酬についても日当制を 広く導入するなど見直すべきである。

# IV. 震災復興等

政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、復興の円滑かつ着実な遂行に期することとしている。そのためには、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

また近年、大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離した、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

## V. その他

### 1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務 負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じ くする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業 税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と 同様に、一層の合理化を図るべきである。

## 2. 環境問題に対する税制上の対応

政府は、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロの実現を目指し、2030年には「46%削減(2013年度比)する」との目標を国際公約として打ち出している。これに対する税制上の措置については様々な議論があり流動的である。また、世界的なエネルギー需給構造の変化も見られるため、各国の制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われるべきである。

# 3. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの 対価であり、国民全体で等しく負担する義務があ る。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に 取り組み、納税意識の向上を図っていく必要があ る。

# 山へか問題題

# (会社の税務 よろず相談室(76)源泉所得税関係

# 年末調整手続きの電子化の 概要・メリットについて

Q. 年末調整手続きの電子化とは何ですか?また、どの様なメリットがありますか?

### Α.

# これまでの年末調整手続き

- ① 従業員が、保険会社、金融機関、税務署 等から控除証明書等を書面で受領
- ② 従業員が、保険料控除申告書又は住宅ローン控除申告書に、①で受領した書面に記載された内容を転記の上、控除額を計算し記入
- ③ 従業員が、保険料控除申告書及び住宅ローン控除申告書など、年末調整の際に作成する各種申告書を作成し、控除証明書等とともに勤務先に提出
- ④ 勤務先が、提出された年末調整申告書に 記載された控除額の検算、控除証明書等の 確認を行った上で、年税額を計算

# 年末調整手続きが電子化された場合

- ① 従業員が、保険会社等から控除証明書等 を電子データで受領
- ② 従業員が、国税庁ホームページ等からダウンロードした年調ソフトに、住所・氏名等の基礎項目を入力し、①で受領した電子データをインポートして年末調整申告書の電子データを作成

- ③ 従業員が、②の年末調整申告書データ及 び①の控除証明書データを勤務先に提供
- ④ 勤務先が、③で提供された電子データを 給与システム等にインポートして年税額を 計算
- ※年末調整申告書データを利用して年税額等を行う ためには、勤務先の給与システム等が年末調整申 告書データの取込みに対応する必要があります。

# 年末調整手続きの電子化のメリット

### <従業員のメリット>

従業員は、これまでの手書きによる手続き(年 末調整申告書の記入、控除額の計算など)を省略 でき、年末調整申告書の作成を簡素化できます。

また、年末調整申告書を電子的に作成し、データを提供するため、テレワークなどの際に書類等を郵送する必要もありません。

さらに、書面で提供を受けた控除証明書等を紛失した場合は、保険会社等に対し、再発行を依頼 しなければなりませんが、その手間も不要となり ます。

### <勤務先のメリット>

勤務先は、従業員が年調ソフトで作成した年末 調整申告書データを利用することにより、控除額 の検算が不要となります。

また、控除証明書等データを利用した場合、添付書類等の確認に要する事務が削減されます。

さらに、従業員が年末調整申告書作成用のソフトを利用して控除申告書を作成するため、記載誤り等が減少し、従業員への問合せ事務も減少することが期待されます。

加えて、書面による年末調整の場合の書類保管 コストも削減することができます。

(税制委員会:赤羽総一郎、山口優子、木下茂登次 グループ稿) (監修:関東信越税理士会 松本支部)



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、 創薬研究開発型企業です。



本 社:松本市芳野19番48号

# 法律レポート

# 中小企業におけるハラスメントに対する法的対応(その1、パワハラ)

# 三浦法律事務所 弁護士 三 浦 守 孝



## 1、はじめに

2022年4月から、「改正労働施策総合推進法(パワハラ防止法)」は大企業だけでなく中小企業、個人事業主も対象となりました。パワハラ防止のために多くの義務付けがされ、経営に大きなダメージを受けないため中小企業もパワハラ防止法を正しく理解し、由々しき事態に陥らないため事前の対応が必須となっています。

# 2、職場におけるパワーハラスメントを防止するため に講ずべき措置(義務)

- ① ハラスメントの内容、方針の明確化と周知・啓発
- ② 行為者への厳正な対処方針、内容の規定化と周 知・啓発
- ③ 相談窓口の設置
- ④ 相談に対する適切な対応
- ⑤ 事実関係の迅速かつ適切な対応
- ⑥ 被害者に対する適切な配慮の措置の実施
- ⑦ 行為者に対する適正な措置の実施
- ⑧ 再発防止措置の実施
- ⑨ 当事者等のプライバシー保護のための措置の実施 と周知
- ⑩ 相談、協力等を理由に不利益な取り扱いをされない旨の定めと周知・啓発

以上の10項目は全て重要ですが、企業としては、以下の3つがポイントになります。

- ① 研修、就業規則や社内通知などの準備をしっかり すること
- ② 安心して相談できる相談窓口を設けること
- ③ 相談に対して迅速に、適切に対応し再発防止に努めること

### 3、パワハラの形態と対策

今回のパワハラ防止法ができる前は、人格否定する、長時間の叱責、無視する等、厚労省の6類型(①精神的な攻撃②身体的な攻撃③過大な要求④過少な要求⑤人間関係からの切り離し⑥個の侵害)にあてはまる分かりやすいパワハラが比較的多かったもののパワハラ防止法が施工された影響で、今後は典型的な不当行為としてのパワハラは減少し、部下の主観的パワハラ「感じるパワハラ」つまり、上司として認識しにくいケース(上司はパワハラをしていると思っていないのに、その行為を受けた本人は明らかにパワハラだと感じているわけです。)が増えていくものと思われます。(厚労省の実態調査でも「過去3年間にパワハラを受けたことがある」と答えた人は3人に1人います。)

### 4、就業規則のチェック

会社のルールとしてパワハラ防止規定を置いてはある

けれど、実際のハラスメント対応になった時には、対応 ができないものが多いため再度内容をチェックする必要 があります。

## 5、組織の問題

組織内で、社内のルールや業務指示などが曖昧なことがあります。特に中小企業では管理職研修がしっかりできていないことが多く、適切な指示ができず、人によって解釈が変わってしまうという危険をはらんでいます。

# 6、ハラスメント研修の重要性

人はそれぞれ気になるポイントが違いますし、自 分が理解できる範囲でしか相手を理解できません。 気づいていない部分を気づいてもらうことや人に よってはそう考えるのかと感じてもらうことが大切 であります。

### 7、相談対応

研修と双璧をなすものとして「相談窓口の設置と 運用」も企業の取り組みとして重要になってきます。 相談窓口を設置するだけでなく、「適切な相談対応」 も求められていますので、窓口担当者の教育が大切 で、傾聴をきちんと行い相談を受けた担当者が勝手 にパワハラかどうかを判断してはなりません

相談窓口担当者の役割は相談者の話を次のステップとしてハラスメント委員会等に報告すること、そこで判断してもらうための情報を相手の気持ちを受け止めながらヒアリングすることが基本となります。

### 8、ガイドラインによる「迅速かつ適切な対応」

相談窓口で受けた相談は外部専門家を含めた委員会で素早く適切に判断し、それを相談者にフィードバックすること、行為者を適切に対処すること、再発防止に努めること、そこまでのワンセットができて、ようやく相談対応となるわけです。被害者へのケアや当事者のプライバシーを守ること、相談者や第三者の協力者に対し不利益な扱いをしないことも大切であります。

パワハラ対策をすることで職場の風通しが良くなり、コミュニケーションが改善し業績向上につながり、しっかりした相談対応ができることで従業員も安心して仕事が可能になります。万が一パワハラが起きた際にも、被害を最小限に納めつつ、被害者と行為者双方をケアして、早期復帰と再発防止措置を行うことが必要になります。

三浦法律事務所 当会顧問弁護士 三 浦 守 孝 〒390-0874 松本市大手 1-3-29 丸今ビル 3F TEL(0263)39-2030 代)FAX(0263)39-2031

# •【ふるさとの食】シリーズ ③

信州のはちみつ 『自然豊かな信州がつくりだす、 やさしい甘み』

表紙でもご紹介した通り、長野県は国内有数のはちみつ生産地です。アカシアやりんご、れんげやそば・・・たくさんの花が咲き誇り、清らかな水や空気に恵まれた自然豊かな信州ははちみつ作りに適した地域と呼べるのでしょう。

私たち人類とはちみつの歴史について調べてみると、古いものでは紀元前6000年頃に描かれたと考えられているヨーロッパの遺跡の壁画に、はちみつを採取する人物が描かれているそうです。その利用法は薬用(内服、外傷)、化粧品、お酒、料理の材料など多岐にわたります。日本では飛鳥時代頃から養蜂に挑戦していたという記録が「日本書紀」に記されています。甘く、栄養価も高いとされるはちみつは長らく珍重され、国内外から朝廷への献上品とされていたことからも貴重



なものだったことが伺えます。江戸時代には本格的に 養蜂がはじまり、海外からの技術が伝わった明治時代 以降はより盛んに養蜂が行われるようになりました。

みつばちやチョウ、アブといった昆虫は自然界でとても重要な役割を担っています。それがポリネーター(植物の花粉を運んで受粉させるもの)としての存在です。花粉を求め花から花へ飛び回る彼らが植物の育成には欠かせないそうです。しかし気候変動などを原因として自然界の昆虫たちは減少傾向にあり、養蜂に用いられる飼育されたみつばちが重要性を増しています。彼らの働きにより信州の名産である美味しい果物や野菜づくりが支えられているのですね。

(上兼健司編集委員)

# 全法連作成テキスト 「**令和4年分 わかりやすい 年末調整実務のポイント」**をお届けしました

これまで税務署主催の研修会として毎年実施されておりました「年末調整説明会」につきましては、令和3年分以降は実施されないこととなり、国税庁HP上での動画配信などによる情報提供に見直されることとなりました。

こうした方針を受け当会では全法連が作成したオリジナルテキスト「令和4年分わかりやすい年末調整 実務のポイント」を広報誌当月号とともにお届けいた しましたので、是非ご活用ください。 また、全法連動画チャンネルには今回お届けした「令和4年分 わかりやすい年末調整実務のポイント」解説動画もアップされておりますのでご活用ください。

URL <a href="https://www.youtube.com/watch?v=6R11\_zpRNt8">https://www.youtube.com/watch?v=6R11\_zpRNt8</a> (※冒頭に広告が入ります)



# 地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



# 鍋林株式会社

www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001 品質 ISO 9001 認証取得





ポートサイド(La.mer) 安曇野市穂高 代表 野村 収美 さん

# 『地元の皆さんに愛されるお店をめざして』

安曇野市穂高で食堂酒 場を営んでいるポートサ イドさんは、今年7月で 満7周年を迎えます。地

元の皆さんに愛される店を目指して日夜頑張っており ます。そのお店の賑わいを際立たせているのが、経営 者の野村収美さんです。その華やかな姿の中にも繊細 で気配りの方です。野村さんは来られるお客さんに、 できるだけご自分の手作りのものを提供して楽しい時 を過ごしていただきたいと、創意工夫をしながら厨房 で毎日頑張っています。現在のコロナ禍の状況で大変 厳しい状況とは思いますが、笑顔を絶やさず、お客様 のニーズに合わせてお弁当なども提供しながら奮闘努 力されている毎日です。そんな野村さんの趣味はゴ

ルフです。付け加えるな らば「皆さんと楽しくで きるゴルフで、スコアは 二の次」だそうです。皆 さんに愛され、親しまれ ているポートサイドのマ マ野村さんは「一期一会 を大切にしながら」「地 元の方々にかわいがって もらっていることに感謝 し、その恩返しをしなが ら営業を続けていきた い」とキラキラした笑顔 で語ってくれました。

(沖健吏編集委員)



# 頑張ってます!!

『美味しいワッフルと お抹茶をお楽しみく ださい♪』

茶藍 安曇野市豊科 (有) 謝藍 松本市中央) 藍 はづき さん

本年9月、安曇野市豊科の中心地を走る県道147 号線沿いに、美味しいワッフルとお抹茶がいただけ るカフェ「茶藍」がオープンしました。こちらのお店 は松本市中町にございますバウムクーヘンの名店 として有名な「てまりや」を運営する何謝藍が新たに 開いたお店です。

今回、お話を伺った藍はづきさんは店長として、 接客、調理、店舗運営に日々奮闘されています。 そんなはづきさんにとって大変心強い存在が共に お店に立つおばあ様。このお店を開いた一つのきっ かけが、おばあ様に聞いた「50年程前に銀座で食べ たワッフルの味にとっても感動した」というお話。 かたちは違っても同じようにお客様に感動してもら えるようなワッフルを作ってみたいと一念発起。試 行錯誤を重ね、本当に美味しいワッフルが完成し ました。そして、このワッフルの味をひときわ美味 しくするのがおばあ様がお立てになる絶品のお抹 茶。ご来店の際には是非ご賞味ください♪

「このお店を通じて、お茶をはじめとした素晴ら しい伝統文化を幅広い世代の方々に知ってもらえ れば嬉しいです。」と、素敵な笑顔でお話してくだ さったはづきさんの益々のご活躍を祈念いたします。

(上兼健司編集委員)

エネルギーと環境の ハーモニーを目指します。



# サンリン株式会社

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030代 http://www.sanrinkk.co.jp/

青年部・女性部



# 部員募集中!

お問合せは事務局(☎35-8080)まで!

# 青年部コーナー

# 10月例会開催報告『租税教室研修会』

10月19日(水)、青年部10月例会を開催いたしました。 (担当:第七委員会、山田祥雄委員長[信州塩嶺高原カントリー(株)])

今回の例会は「租税教室研修会」ということで、長 年青年部が活動の柱として取り組む、小学6年生を

対象とした租税教室に 関する研修となりました。これから一人を 大勢の方に講師役を 当いただくための参考 としていただくため 擬授業も行い、 理解を 深めていただきました。



# 女性部コーナー

# 10月例会開催報告 『戸隠神社参拝と蕎麦を楽しむ』



10月11日(火)女性部10 月例会 バスハイク『戸 隠神社参拝と蕎麦を楽 しむ』を開催いたしま した。今回の例会では 創建以来二千年余りに 及ぶ歴史を誇り、近年

はパワースポットととしても人気の戸隠神社奥社を参拝しました。その後、戸隠蕎麦の名店で昼食をいただき、飯山市の高橋まゆみ人形館を訪れました。お天気にも恵まれ、清々しい秋空の中、大変充実した例会となりました。大勢のご参加ありがとうございました。

# 女性部からのお願い

女性部では今年も地域社会貢献活動として、児童養護施設「松本児童園」への支援を計画しております。子ども達の暮らしに役立つ日用品やコロナ対策用品をお届けしたいと考えておりますので、会員の皆様からのご提供をお願い申し上げます。(11月末まで受付を予定しております)

※ご提供いただけます場合は、当事務局まで物品をお届けいただくか、ご希望がございましたらお預かりに上がりますのでお気軽にお申し付けください。

# 一児童養護施設「松本児童園」への 寄贈物品ご提供のお願い—

# 【日用品】

- ○タオル類 (バスタオル・フェイスタオル)
- ○ペーパー類(トイレットペーパー・ティッシュ) 等 【コロナ対策用品】
  - ○マスク類(不織布)
- ○消毒用アルコール類 等 ご提供のお申出・お問合せは松本法人 会事務局(電話 35 - 8080)でお願 いいたします。



# 松本法人会の全ての 会員の皆様へ

# あなたのお知り合いを紹介してください "憲人会や意でご運動" ご協力のお願い

新規会員獲得を目指し、5月より活動を展開しております"松本法人会やまびこ運動"。大変厳しい状況下ではございますが、社会を支える『税』に携わる団体としてこれからも精力的に活動を続けていくために、1社でも多くの方々にご入会いただくことを目指し、会員企業の皆様にお取引先やお知り合いをご紹介いただいております。

ご案内の通り、この活動は11月末日までを一つの 区切りに実施してまいりますので、どうか引き続き、 皆様からの温かいご協力をお願い申し上げます。

# "やまびこ運動"とは

☆会員の皆様のお取引先やお知り合いをご紹介いただき、法人会にご入会いただいていない方に当会から 入会のお勧めをする運動です。

☆ご紹介先は当会加入の有無が不明な場合でも、お気軽に"いつでも"ご返信をお願いいたします。

☆広報誌前月号付録のご案内(オレンジ色のチラシ)裏面に、ご紹介いただけるお取引先やご友人等を記入いただき事務局まで返信をお願いいたします。

# 皆様のご協力をお願い申し上げます。

# さあ、保険の新次元へ。

# T&D 保険グループ



経営者大型総合保障制度は

「会員企業を守りたい」という法人会の強い想いから 1971年(昭和46年)に誕生し、

2021年(令和3年)に創設50周年を迎えました。

想いをつないで50年。

大同生命は「経営者大型総合保障制度」を通じて、

これからもみなさまに大きな安心をお届けしてまいります。

# → おかげさまで120周年 **D/ IDO** 大同生命保険株式会社

松本支社/長野県松本市本庄1-3-10 (大同生命松本ビル3F) TEL 0263-32-0829





ե

巾

րը անդարը անդարը անդարը արդանան արդանա

րությունները այների այների

# 11月の予定

屲

2日税制委員会・同グループ会議 8日組織委員会 9日女性部幹事会 10日役員会、時局講演会 11日松本税務署長講演会 16日青年部第六委員会幹事会 17日広報委員会・同編集会議 22日第110回税制勉強会 24日全国青年の集い沖縄大会(25日まで) 28日決算説明会 29日正副会長、正副委員長、部長会議

# 決 算 説 明 会

(法人税・消費税の説明会 /10月決算法人対象) 11月28日(月)午後2時より 松本市駅前会館4階「大会議室」

※会場設営(距離確保)、手指消毒、検温等の実施といった安全対策を行い開催いたします。 ご参加いただく方にはマスクの着用にご協力をお願いいたします。なお、感染拡大状況により中止となる場合もございますがご了承願います。

# 第 110 回 税制勉強会開催のお知らせ (参加者募集)

110回目となる税制勉強会を開催いたします。皆様のご参加をお待ちしております。※事前申込制となります。

日 時 11月22日火) 14時~ 15時30分

テーマ 「相続税及び贈与税と法人版事業承継税制」

会 場 松本市駅前会館4階「大会議室」

講師 松本税務署 資産課税第一部門 統括国税調査官 小林 一尊 氏

定 員 40名(先着順)※無料

お申込 事務局まで(電話 35-8080)

お願い 会場設営・資料準備の都合上、参加をご希望される際には必ず事前にお申込いただきますようお願いいたします。

# 一**法人会全国大会『千葉大会』**参加報告-

10月13日、千葉県千葉市(会場:幕張メッセ)にて第38回法人会全国大会が開催されました。大会式典では令和5年度の税制改正に関する提言(本誌2~4頁に要旨掲載)の報告がされると共に、各種表彰、大会宣言が行われました。



# 令和4年度 「税を考える週間」行事予定

月日	時間	行事名	開催場所 等
11月10日休	14:00 ~ 15:30	時局講演会 笠井 信輔 氏 「がんが教えてくれた『生きる力』」 (松本法人会・関東信越税理士会松本支部 共催)	ホテルブエナビスタ
11月11日金	14:00 ~ 15:30	税務講演会(講師:松本税務署長)(松本法人会·松本間税会 共催)	松本駅前会館4階大会議室
11月13日(日)	·9:00 ~ ·14:00 ~ ·19:00 ~	「国税の窓」特別番組 「第19回クイズ税金百科」放映	テレビ松本ケーブルビジョン
11月11日金 ~11月17日休		横断幕の掲示 (松本地区納税貯蓄組合連合会主催)	松本駅
11月11日金 ~11月17日休	10:00 ~閉店まで	『税金展』開催	アイシティ21 モール 1 階特設会場
11月15日(火)		『税務署長納税表彰式』	松本商工会館

# インフォメーションコ

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深める ことを目的に、毎号先着3社を無料でインフォメー ションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板と してお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9タン)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8030

# インフォメーションコーナー掲載企業募集

# ご利用ください!!

- ●関係企業、県内外関係機関4,100社へ発送
- ●フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます



お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

# 「穂高商業部会の七夕」 (安曇野市)



穂高地区商業部会で は毎年地区活性化と伝 統文化継承を目的とし て旧穂高宿(穂高旧道) を中心に、8月11日海 の日に穂高宿七夕祭り を開催しています。残 念ながらコロナの影

経

響で数年規模縮小や中止の憂き目にあっておりますが、 様々なジャンルのお店の出店や新しい催事、伝統の踊り、 お囃子などを披露し、新たな地域活性化のランドマーク になるように頑張っています。(沖健吏編集委員)

# ご利用下さい!!



# 法人会の会員限定

# インターネットセミナー(ネット配信) サ セミナービデオレンタル(DVD·CD)

松本法人会の会員企業の皆様ならどなたでも無料でご 利用いただけます。自己研鑽・社員教育などにご活用 ください!!

# パソコンでセミナーが受講できる! インターネット セミナー 毎月更新

お好みのセミナーをP Cやスマホ等から選ん でいただきクリックす るだけ。仕事に役立つ 情報やヒントが満載!

# セミナーDVD レンタルサービス

会員無料・ネットで予約

ご希望の内容のDVD を無料でレンタル。オ フィスにお届け。社内 研修などにもご活用い ただけます!

ご利用方法はいずれも当会ホームページから、上記 **バナーをクリック**していただき、簡単な入力または 登録をするだけ!

※インターネットセミナー ご利用時は 会員 I D:hj0915 パスワード:8080 上記を入力してログインしてください。

### 松本法人会HP

http://www.matsumotohojinkai.or.jp

Ŧi. コ フル ロナにおびえる 冬が来る? を細 大関

S 川 柳 所 コ 1 ナ

本号編集委 ·兼健司) 員



況に陥っていて業務床下浸水になり、モ 人にその話をしたら、も使えない日々が続きが今度はその穴が決壊 なっ に対する警 破壊 を通 うペ ることにショッ ば いる話を聞 済 7 ってしま 、異常気象も、 近 日 V I動をはじ Ĺ がえしのような気もします。 る川 が 自然の 不は可 り添 量鐘とも いたり、 る S D ま き、 か教えてくださ 能 、少なからず私達人間のックを受けました。ただ、私どもより大変な人が、私どもより大変な人が業務すらおろそかになっ で穴を数か所 めとした行 にら、その知人の広か続きました。数日 いながら、生も思えます。 決壊し、 Gsをより身近 なの 摂理を捻じ曲げたこと 水の浸水を避け でし しょう いかと思 駐 動 (掘りました きて 車場 が たらす災害 元に対 [も弊社 いける 沿後 浸しに が 自 す 何 け 然 る る る 知  $\Box$ 

個人情報の取扱について

当会は、会員企業に係る「個人情報」 を研修会・諸会議の開催通知、機関紙 等の送付並びに福利厚生制度のご案内 など、本会の事業活動のために利用し、 それ以外の目的で利用することは一切 ありません。

また、お届けいただいた個人情報の 開示、訂正等のお問い合わせは下記窓 口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発 行 所 

〒390-0814

長野県松本市本庄1丁目3番10号 TEL(0263)35-8080 FAX (0263) 36-0839 編集人 百瀬衛貴男 (毎月1回1日発行) 印刷所 アサカワ印刷株式会社